

○追手門学院大学卒業生保護者の会教材支援奨励金規程

2006年2月13日

制定

(目的)

第1条 この制度は、追手門学院大学学部学生（以下「学生」という。）で修学の熱意があるにもかかわらず経済的理由により教材等を購入することが困難な者を援助することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨励金を追手門学院大学卒業生保護者の会教材支援奨励金（以下「奨励金」という。）といい、追手門学院大学卒業生保護者の会（以下「保護者の会」という。）内に設ける。また、この奨励金を受ける者を追手門学院大学卒業生保護者の会教材支援奨励金給付生（以下「給付生」という。）という。

(資金)

第3条 本奨励金は、保護者の会の原資をもって充てる。

(給付対象者)

第4条 給付対象者は、追手門学院大学教育後援会給付奨学生とする。

(給付金額)

第5条 奨励金の金額は、2万円とし、図書カードとして給付する。

(交付)

第6条 奨励金は、追手門学院大学教育後援会給付奨学金交付式において交付する。

(他の奨学金との併用)

第7条 奨励金を給付された者の追手門学院大学の他の奨学金の受給に関しては、追手門学院大学教育後援会給付奨学金規程第4条第2項を適用する。

(届出の義務)

第8条 給付生が、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに卒業生保護者の会会長に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき。
- (3) 奨励金を辞退するとき。

(失格)

第9条 給付生が、次の各号の一に該当するときは、給付生の資格を失うものとする。

- (1) 追手門学院大学教育後援会給付奨学生の資格を失ったとき。
- (2) 休学、退学、除籍又は留学したとき。
- (3) 追手門学院大学学則第64条等により処分を受けたとき。
- (4) 奨励金を辞退したとき。
- (5) その他、給付生として不適当と認められたとき。

(返還)

第10条 給付生が、前条のいずれかに該当する場合、若しくは奨励金の受給が不適当と認められる場合には、返還を求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の奨励金を一括して返還しなければならない。

(所管)

第11条 この規程の奨励金に関する事務は、学生部学生課において行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、卒業生保護者の会役員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。